

平成25年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（第2回）幹事会

日時:平成26年3月14日(金)

13:30~15:30

場所:高松サンポート合同庁舎

1306、1307会議室

(地震対応のため会場をアイホール
に変更して実施)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 (幹事長)

挨拶:四国地方整備局
石井企画部長

3. 議 事

(1) 平成25年度までの取り組み状況について

- ・協議会の活動状況について

資料-1

(自治体支援、自治体ヒアリング、市町村アンケート結果等)

- ・公共工事品質確保に関する進捗状況

資料-2

(2) 今後の方針について意見交換

- ・不調不落対策について(発注見通しの公表について他)
- ・今後の協議会活動方針とスケジュール(案)について

資料-3

資料-4

(3) 情報提供

資料-5

(4) その他

4. 閉 会

「平成25年度 四国地方公共工事情質確保推進協議会(第2回)幹事会」出席者

H26.3.14 最終

機関名称	幹事・オブザーバー				
	所属	役職	氏名	本人・代理	随行者数
四国地方整備局	企画部	部長	石井 一生	本人	
	企画部	技術調整管理官	藤山 究	本人	
	企画部	技術開発調整官	近藤 秀樹	本人	
	企画部	総括技術検査官	藤川 昌幸	本人	
	総務部	契約管理官	今城 敏雅	本人	
	建政部	建設産業調整官	石田 政樹	本人	
	建政部	都市調整官	池本 伸一	本人	
	河川部	河川調査官	原田 昌直	本人	
	港湾空港部	事業計画官	河西 博	本人	
	営繕部	営繕調査官	西尾 達司	本人	
中国四国農政局	整備部設計課	技術審査官	井上修身	代理	
四国森林管理局	計画保全全部治山課	課長	欠席		
四国運輸局(オブ)	総務部会計課	課長	藤戸 秀夫	本人	
四国管区警察局(オブ)	総務監察・広域調整部会計課	課長補佐	欠席		
第五管区海上保安本部(オブ)	経理補給部	部長	欠席		
中国四国地方環境事務所	国立公園・保全整備課	課長	欠席		
高松高等裁判所	事務局 会計課	課長	堀邊 和則	本人	
四国財務局	総務部 会計課	課長補佐	新名 弘	代理	
高松国税局	総務部 会計課	営繕第一係長	大熊 篤史	代理	
四国経済産業局(オブ)	総務企画部 会計課	課長	見村 隆正	本人	
西日本高速道路(株) 四国支社	建設事業部	技術審査役	細木 康夫	本人	
本州四国連絡高速道路(株)	坂出管理センター	副所長	小林 克己	本人	
(独)水資源機構 吉野川局(オブ)	吉野川局 企画調整課	課長	川地 悟	本人	
小計				19名	0名
徳島県	県土整備部 建設管理課	課長	戸根 秀孝	代理	1
	農村整備振興局 農村振興課	課長補佐	浅井 重仁	代理	
徳島市	土木部	部長	欠席		
鳴門市	企画総務部 契約検査室	室長	宮田 耕志	代理	
小松島市	産業建設部	部長	欠席		
阿南市	総務部	部長	欠席		
吉野川市	建設部監理課	課長	花平俊行	代理	
阿波市	建設部	部長	欠席		
美馬市	建設部建設課	次長	西山 弘和	代理	
三好市	建設部	部長	欠席		
勝浦町	建設課	係長	西浜 浩史	代理	
上勝町	建設課	課長	欠席		
佐那河内村	建設課	課長	欠席		
石井町	建設課	課長補佐	東内 徹	代理	
神山町	産業建設課	課長	欠席		
那賀町	建設課検査室	室長	吉田 勢	代理	1
牟岐町	建設課	課長	寒葉 泰弘	本人	
美波町	建設課	主査	猪谷 隆	代理	
海陽町	管財課	課長	欠席		
松茂町	建設課	課長	欠席		
北島町	建設課	課長	欠席		
藍住町	建設課	課長	欠席		
板野町	建設課	課長	欠席		
上板町	建設課	課長	欠席		
つるぎ町	管財課	課長	欠席		
東みよし町	建設課	課長	欠席		
小計				10名	2名
香川県	土木部 技術企画課	課長補佐	藤井伸二	代理	
	農村整備課	課長補佐	横山誠司	代理	
高松市	契約監理課 技術検査室	室長	河合良治	代理	
丸亀市	企画財政部 管財課	副課長	平尾 哲男	代理	
坂出市	建設課	課長補佐	渡辺 靖生	代理	
善通寺市	総務部	部長	欠席		
観音寺市	総務部	部長	欠席		
さぬき市	総務部 管財課	課長	廣瀬 浩	代理	
東かがわ市	総務部	部長	清川 博武	本人	
三豊市	建設経済部	次長	欠席		
土庄町	建設課	課長	欠席		
小豆島町	建設課	課長	欠席		
三木町	政策課	課長	欠席		
直島町	建設経済課	課長	欠席		
宇多津町	建設課	課長	欠席		
綾川町	総務課	課長	谷岡 学	本人	
琴平町	建設下水道課	主任	真鍋 聡	代理	
多度津町	建設課	課長	島田 和博	本人	
まんのう町	総務課	課長	齋部 正典	本人	
小計				11名	0名

「平成25年度 四国地方公共工事情質確保推進協議会(第2回)幹事会」出席者

H26.3.14 最終

機関名称	幹事・オブザーバー				
	所属	役職	氏名	本人・代理	随行者数
愛媛県	土木部 管理局土木管理課 技術企画室	係長	町田 一益	代理	
	農林水産部 農業振興局 農地整備課	工事検査専門員	岡田 伸彦	代理	
松山市	総務部 契約課	主任	毛利 清一	代理	
今治市	総務部 契約課	係長	長谷部 博之	代理	
宇和島市	建設部 建設課	専門員兼技術管理係長	欠席		
八幡浜市	総務企画部 財政課	課長	欠席		
新居浜市	総務部	部長	欠席		
西条市	財務部 工事検査課	課長	戸田 宏	代理	
大洲市	総務部	部長	欠席		
伊予市	総務部	部長	欠席		
四国中央市	総務部	部長	欠席		
西予市	総務企画部 監理用地課	課長	坂本 康司	代理	
東温市	総務部	部長	欠席		
上島町	産業建設部	部長	島本 計治	本人	
久万高原町	総務課	課長	欠席		
松前町	総務部	総務部長事務取扱(副町長)	欠席		
砥部町	企画財政課	課長補佐	大江 章吾	代理	1
内子町	建設デザイン課	主査	本田 紳太郎	代理	
伊方町	財政課	課長兼財政管理室長	欠席		
松野町	総務課	課長	欠席		
鬼北町	企画財政課	課長	欠席		
愛南町	企画財政課	課長	欠席		
小計				9名	1名
高知県	土木部 建設管理課	課長補佐	岡崎 邦彦	代理	1
	農業基盤課長	課長	欠席		
高知市	都市建設部 技術監理課	係長	坂本 幸繁	代理	1
室戸市	財産管理課	課長	欠席		
安芸市	企画調整課	課長	欠席		
南国市	建設課	課長	欠席		
土佐市	総務課 管財班	班長	石元 一成	代理	1
須崎市	総務課	課長	欠席		
宿毛市	土木課	課長	欠席		
土佐清水市	まちづくり対策課	課長	欠席		
四万十市	建設課	課長	欠席		
香南市	財政課	課長	欠席		
香美市	管財課	課長	欠席		
東洋町	産業建設課	課長	欠席		
奈半利町	地域振興課	課長	欠席		
田野町	まちづくり推進課	課長	欠席		
安田町	経済建設課	課長	欠席		
北川村	産業建設課	課長	欠席		
馬路村	産業建設課	課長	欠席		
芸西村	経済建設課	課長	欠席		
本山町	建設課	課長補佐	欠席		
大豊町	産業建設課	課長	宮内 伸彦	本人	
土佐町	産業建設課	課長	欠席		
大川村	事業課	課長	欠席		
いの町	技術監理課	課長	浜田 孝男	本人	
仁淀川町	総務課	課長	竹本 雅浩	本人	1
中土佐町	建設課	課長	欠席		
佐川町	産業建設課	課長	欠席		
越知町	産業建設課	課長	欠席		
梶原町	環境整備課	係長	上田 真悟	代理	
日高村	建設課	課長	欠席		
津野町	産業建設課	課長	欠席		
四万十町	管財契約課	課長	欠席		
大月町	建設環境課	課長	欠席		
三原村	産業建設課	課長	欠席		
黒潮町	総務課	課長	欠席		
小計				7名	4名
合計				56名	7名
				63名	

平成25年度までの活動状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月21日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立

<メンバー> 整備局、4県、4市
 <目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
 発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
 →公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

←H17年度より、検査臨場・整備局研修への参加拡大の取組中。

◎H19年度に四国内の全市町村をメンバーに加え拡充(整備局、4県、96市町村)

←H19年度より「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録制度開始。
(H24より「公共工事品質確保技術者資格制度」に移行)

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(11省庁、3特殊法人、4県、95市町村)

←H20年度より各県単位のブロック会議にて情報提供、意見交換等を実施。

★公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について(H21.4.3)

(総務省・国交省
要請文書)

←H22年度、首長キャラバンにより首長の意向把握を実施。(59/95市町村)

★公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(H23.8.25)

(総務省・国交省
要請文書)

←H24年度、市町村キャラバンにより担当者との意見交換を開始。

毎年度
協議会(幹事会)
を開催平成25年度四国地方公共工事品質確保推進協議会 第1回幹事会
(H25.9.5)

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について
(H23.8.25 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について)(概要)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○地域維持型契約方式

- ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。
- ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
- ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注(一括契約や複数年契約)や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。

○ダンピング対策の強化

- ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。

○予定価格等の事前公表の見直し

- ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
- ・予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。
- ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。

○予定価格の適切な設定

- ・設計金額(積算金額)からの歩切りは行わない。

○一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。
- ・入札ポンドの積極的な活用と対象工事の拡大。

○総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

- ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。

○公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用

○不良・不適格業者の排除

- ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。
- ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。

○発注者としての体制の補完

- ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。
等

III. 情報の公表を行わなければならない事項

○法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札・契約に関する留意事項

○前払金・中間前払金の導入・拡大

○工事請負代金の支払手続の迅速化

○地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

P. 2

平成25年度四国品確協活動状況

①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

・各県の既存協議会等を活用して、自治体発注担当者等を対象に、四国地整より公共工事の品質確保推進に関する必要な情報提供・意見交換、県からは入札契約制度の県の取組等についての説明が実施された。



H25.9.5 四国品確協 幹事会

四国地方公共工品質確保推進協議会

幹事会

※下線の日付けは国交省が参加し、情報提供

徳島県

公共工品質確保支援連絡会議

開催日: H25.5.16 ※
参加数: 35人
内容:
■公共事業の品質確保の推進に係わる取組について(四国地整)
■電子入札、総合評価、積算、工事検査(徳島県)

香川県

香川県公共工事契約業務連絡協議会

開催日: H25.5.29 ※
参加数: 約40人
内容:
■直轄の総合評価方式、施工効率の向上、設計成果の品質向上、施工パッケージについて等の意見交換を実施(四国地整)
■平成25年度香川県公共工事契約業務連絡協議会事業計画等について
■香川県の平成25年度入札・契約制度について、総合評価方式の取組についての説明

愛媛県

愛媛県技術管理等連絡会議

開催日: H25.8.7 ※
参加数: 約40人
内容:
■公共工事の品質確保推進に係わる取組について報告(四国地整)
■総合評価落札方式の拡大のための対策に関する意見交換
■低入札対策、予定価格の適切な設定に関する意見交換

高知県

高知県公共工事契約業務連絡協議会

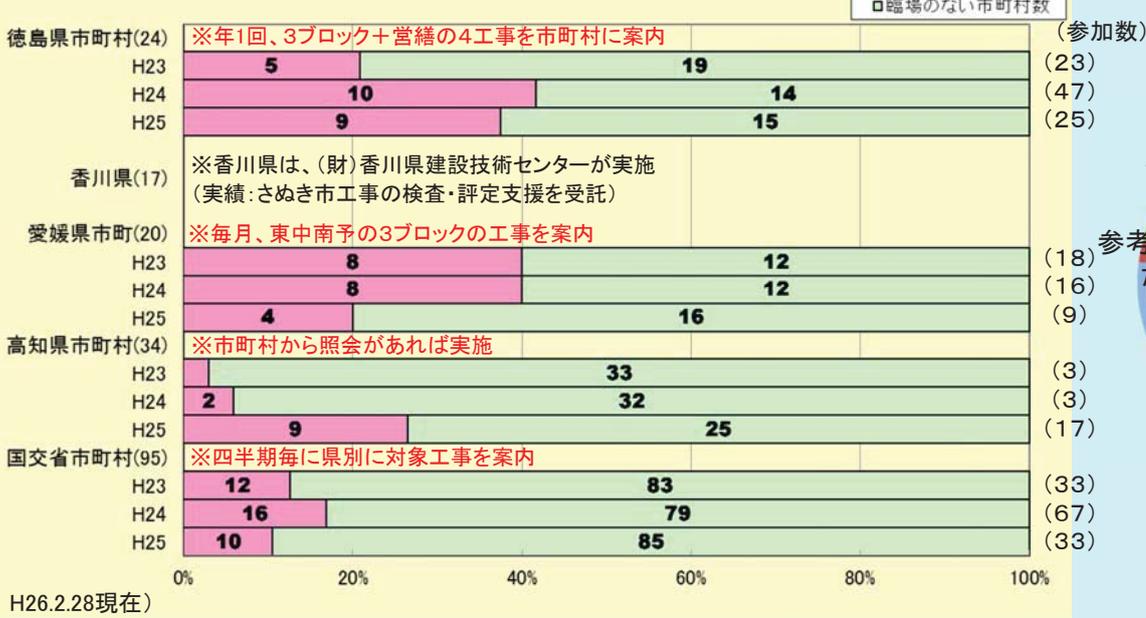
開催日: H25.9.25
参加数: 38人
内容:
■公共工事における建設業法等の取扱いについて
■入札談合の防止に向けて

P. 3

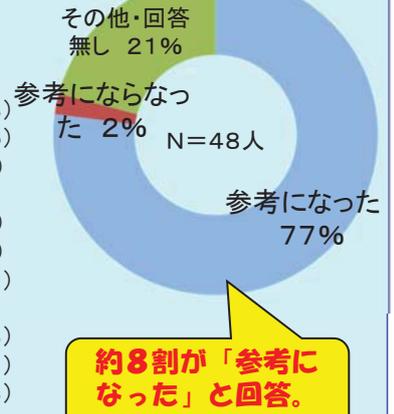
②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査、成績評定の臨場(実地研修)を実施。
- ・四国全体における平成25年度の臨場者は、28市町村84名であり、平成24年度(31市町村133名)の約6割程度の臨場者数となっているが、高知県内の参加自治体数・参加者数ともに大幅に増加。
- ・また、市町村工事の検査に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言を行う市町村工事の臨場も実施。 <H26.2.27に「いの町」(高知県)で1件実施。>

【国・県の工事検査・成績評定に臨場した市町村数】



【臨場時の模擬演習】



約8割が「参考になった」と回答。

H26.2.28現在)

③国・県等の既存研修制度等の活用推進(継続)

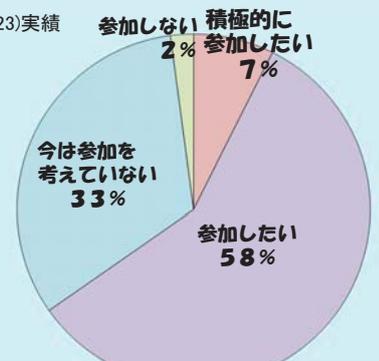
- ・自治体発注担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の研修制度を積極的に活用
- ・四国全体における平成25年度の既存研修制度の活用状況は、国・県とも例年並の活用状況

参加状況(H26.2.28現在)

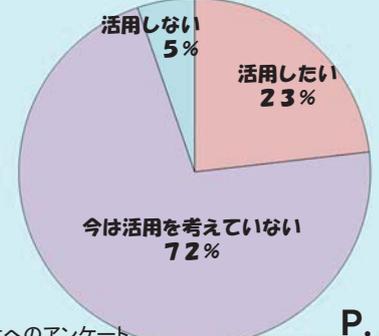
◆徳島県:3研修(4,5) [※]	127名(102,132) [※]
◆香川県:3研修(3,3)	57名(57,46)
◆愛媛県:2研修(2,2)	44名(52,42)
◆高知県:1研修(1,1)	23名(29,27)
◆国交省:2研修(3,3)	2名(6,4)
四国全体:11研修(13,14) 253名(246,251)	

※()内は(H24,H23)実績

【国・県の研修への参加希望】



【出前講座の活用希望】



【国・県の研修への市町村職員の参加状況】



※H26.2自治体担当者へのアンケート

平成25年度四国品確協活動状況

③国・県等の既存研修制度等の活用推進(継続)

□平成25年度の研修実績

機関	研修名等	対象者	実施日	研修内容	参加者
徳島県	技術管理等説明会	・県担当者 ・市町村担当者	H25.6.18～ H25.6.20,H25.6.26(4日間)	・土工事積算基準等の改定について ・土工事積算の運用について など	市町村99名
	土木技術職員研修	・県新規採用職員 ・市町村新規採用職員及び新任職員	H25.5.17～5.24 (6日間) H25.10.22～10.24 (3日間)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC ・現場研修 ・総合評価 など	前期:市町村13名 後期:市町村12名
	徳島県土木技術・業務発表会	・県職員 ・市町村職員 ・一般県民 等	H25.11.6	・土木技術・業務発表 ・聴講	市町村3名
香川県	初任技術者のための積算業務	県職員、市町村職員	H25.5.8	・土工事の積算、設計書作成 など	県職員14名、市町村職員14名
	初任技術者のための監督業務	県職員、市町村職員	H25.5.23	・監督員の役割 ・入札契約制度について ・施工管理について など	県職員13名、市職員24名
	工事監督・検査・監察	県職員、市町村職員	H25.9.11	・公共工事の監督と検査について ・工事の検査及び監察のポイント ・公共工事の災害防止対策と安全規則	県職員17名、市町村職員19名
愛媛県	工事検査専門員等会議	県・市町村検査担当職員	H25.9.6	・平成24年度工事成績評定結果について ・工事成績評定の模擬評定の実施	県職員24名、市町村職員17名
	土木職員技術研修	係長以下の県・市町の技術職員	[前期] H25.5.27～H25.5.29 (3日間) [後期] H25.9.30～H25.10.2 (3日間)	・公共工事の品質確保 ・測量実習、設計演習 ・工事検査における留意事項 ・現場見学会	[前期] 県職員17名、市町村職員15名 [後期] 県職員14名、市町村職員12名
高知県	土木技術者研修(講師:県職員、実施建設技術公社)	県担当者・市町村担当者	①H25.5.7 ②H25.4.8～H25.5.2 ③H25.5.8～H25.6.5	①設計、積算業務の概要・土木業務の概要について 土木業務概要、土工事概要、補助事業について ②③災害復旧	①市町村6名 ②市町村17名 ③県職員名16名
四国地方整備局	初任監督員研修	新任係長クラス	H25.4.22～H25.4.26 (5日間)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について	自治体1名
	監督検査技術研修	監督官、出張所長クラス	H25.5.20～H25.5.24 (5日間)	・CALS/EC ・ゼミナール など	自治体1名

P. 6

平成25年度四国品確協活動状況

④学識経験者として国・県等派遣職員の活用推進(継続)

・四国全体における平成25年度の国・県等派遣職員の活用市町村は、34市町村であり、例年並みの活用状況(H24年度:31市町村)

＜自治体を対象にしたアンケートで約4割(39%)が活用を希望(H26.2調査)＞

※学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について H17. 8. 26閣議決定より)

【意見聴取を行う学識者としての国・県職員等を活用した市町村数】

※(H26.2.28現在)



※●(▲, ■)

●:派遣職員を活用した市町村数

▲:国の派遣職員を活用した市町村数

■:県の派遣職員を活用した市町村数(愛媛県は県の委員会または愛媛県建設技術センターを活用)

■ 総合評価実施(派遣職員の活用) ■ 総合評価実施(派遣職員の未活用) □ 総合評価未実施

P. 7

⑤国と県による市町村キャラバンの実施 等

■自治体ヒアリング

目的:国と県が連携して、市町村における公共事業に関する現状の課題について、幅広く意見収集を行い協議会活動に反映させる

【調査期間】 平成25年12月5日～平成26年1月16日

【対象市町村】 全12市町村

- ・徳島県)三好市、上勝町、神山町
- ・香川県)まんのう町、さぬき市
- ・愛媛県)愛南町、宇和島市、四国中央市、東温市
- ・高知県)日高村、越知町、いの町

【ヒアリング方法】市町村の首長、入札契約担当課長、事業担当課長等に約1時間程度のヒアリングによる。

■市町村アンケート

目的:自治体ヒアリングと同様。

【調査期間】 平成26年1月27日～平成26年1月31日

【対象市町村】 四国内の、上記自治体ヒアリング対象市町村以外の全83市町村

- ・徳島県)7市、13町、1村
- ・香川県)7市、8町
- ・愛媛県)8市、8町
- ・高知県)11市、15町、5村

【回答自治体数】 71自治体(未回収12自治体:1市10町1村)回収率:85.5%

【アンケート方法】四国4県の御担当者経由で各市町村担当者へ電子メールにてアンケート調査票を送信し、電子メールにて回収。

P. 8

⑤国と県による市町村キャラバンの実施 等

<自治体ヒアリング及び市町村アンケートの結果>

- ・詳細は、次ページの「自治体ヒアリング及び市町村アンケートによる現状とその対応策(案)参照。

<次年度以降の取組への反映>

アンケート調査結果等から明らかになった課題の解消に向けて協議会として以下の内容を実施する。

- ・検査臨場、研修等の必要性から、自治体支援施策を継続。
- ・不調不落対策については、今後、各発注機関が協力して取り組む。
- ・若年入職者の増加に向け、労務単価の引き上げ、社会保険未加入対策など労働条件の改善に向け取り組む。
- ・多様な入札契約方式の導入に向けて検討。
- ・技術センター等の外郭団体の活用検討。
- ・品質確保に関する最新の情報を、今後も機会あるごとに提供。

P. 9

自治体ヒアリング及び市町村アンケートによる現状とその対応策(案)

項目	自治体からの意見 (要望等)	見えてくる課題	対応策(案)	対応機関
(1)自治体管内の建設会社の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共事業費の減少により建設業者数は年々減少。 ■ 併せて技術者も減少。 ○ 作業員の高齢化。 ○ 国・県・市町村の工事が重なり市町村の工事が後回しになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不透明な事業費の見直し(予算の平準化) ・ 若年入職者の減少 ・ 工事の平準化 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 事業費の見直し等の可能性について検討 2) 職場条件の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計労務単価の引き上げ ・ 社会保険への加入徹底等 	<ol style="list-style-type: none"> 1)～2)各発注機関。
(2)災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時は地元業者が重要。 ○ 建設機械はリースが中心で、中心城市に集約している。 ○ 中山間地の市町村においては、災害時に危機感。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元業者と協力関係を構築し、リースに頼らない重機の確保。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 防災協定等の締結。 2) 協定を締結している建設会社には、重機購入の支援事業(金利手数料の一部助成)あり。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 各発注機関。 2) 建設会社へ市町村より周知を図る。
(3)発注状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一部で不調不落工事が発生。 (・不調対策があれば教えて欲しい。) (・工事で事故繰り越しをやらせて欲しい。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事発注時期の集中による技術者や作業員の不足。 ・ 下請け業者、交通誘導員の不足。 ・ 利益率の高低による参加工事の峻別。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 早期発注による工期の平準化。 2) 工事発注ロットの大型化等、適切な工事内容の見直し。 3) 工事発注見通しの実施及び工夫(国と地方公共団体との統合等)。 	<ol style="list-style-type: none"> 1)～2)各発注機関。 3) 国と県を中心に今後調整。
(4)入札契約方式について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合評価にすると事務手続きが増え、職員の負担となる。 ○ 総合評価は、大手優遇、同じ業者が落札するなど否定的な意見が多い。 ○ 入札は、最安価で決めるのが単純でわかりやすい。 □ 手続きが煩雑で人員・体制不足で、ついでいくのが困難。 □ 総合評価への対応困難(技術力の問題) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価においては、事務手続きの簡素化。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 契約方式の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄では、二極化の推進。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 現在本省において検討中。

項目	自治体からの意見 (要望等)	見えてくる課題	対応策(案)	対応機関
(5)組織体制につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ■積算は出来るが現場を知らない人間が多く なっている。 ○技術系職員を一般職員として採用したり、積 極的に技術職員を採用しているところもあり。 ■技術者不足が大変で、増員をしたい、あるい は、公共事業の先が読めないため増やせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員の不足。 ・技術職員の能力向 上。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)技術系職員の増員。 2)技術センターなどの 外郭団体等の活用。 3)研修等自治体支援の 活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)各発注機関。 2)各県の技術センター 等。 3)国と県において研修 等支援施策の継続。
(6)設計積算等につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ○設計はコンサルタントに委託し、直営でソフト を使い積算。 ○積算で困難なものは、センターに依頼したり、 コンサルタントに頼むこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員の不足。 ・技術職員の能力向 上。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)積算の困難なものは、技術センターなどの 外郭団体等の活用。 2)研修等自治体支援の 活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)各県の技術センター 等。 2)国と県において研修 等支援施策の継続。
(7)監督検査関係 について	<ul style="list-style-type: none"> ■成績評定を付けていない理由としては、職員 により個人差が出て平等に付けられないという 意見が多い。 ○県の技術センター等に、監督検査を依頼した り、技術的な指導立会をお願いしたりしている。 □監督職員・体制が不足している。 □職員の技術力が低下している。 □OBを雇用して監督検査の補助をしてもらって いる。 □一部、建築系等はコンサルに委託して監督補 助してもらっている。 □年度末に検査が集中し、十分な検査時間が 取れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査技術者の不足。 ・技術職員の能力向 上。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)監督検査等で、必要 に応じて、技術センター などの外郭団体等の活 用。 2)検査の臨場等自治体 支援を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)各県の技術センター 等。 2)国と県において検査 の臨場等支援施策の 継続。
(8)国・県が実施 する支援施策につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ○工事検査の臨場について、小さい規模の工 事を参考にした。 □成績評定の採点方法の指導・支援を要望。 ■国の研修には参加している。 □施設備関係(建築・電気・機械)の工事検査 に臨場したい。 □老朽化・点検・補修関係の研修を受講した い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事の検査臨 場の拡大。 ・老朽化・点検・補修関 係の研修の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 1)県等における小規模 工事の検査臨場の機 会拡大。 2)研修、検査臨場等の 支援策の内容の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)県等における検査臨 場の機会拡大。 2)研修、検査臨場等の 支援策の継続。

項目	自治体からの意見 (要望等)	見えてくる課題	対応策(案)	対応機関
(9)品質向上の取 り組み	<input checked="" type="checkbox"/> 一部で三者会議を実施。 <input type="checkbox"/> 一部でワンデーループを実施。 <input type="checkbox"/> 社会保険の加入問題は、未加入者を排除することになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況及び実施内容の事例など必要な情報の不足。 	1) 必要な情報の提供。	1) 国及び県において必要な情報の提供。
(10)その他意見・ 要望	<input checked="" type="checkbox"/> 主任技術者の専任義務の規定緩和で助かった。 <input checked="" type="checkbox"/> 県道における維持管理工事の対応を早くして欲しい。 <input checked="" type="checkbox"/> 最低価格の業者と協議をして、さらに安くする方法を考えて契約できるようにして欲しい。 <input checked="" type="checkbox"/> 本省からの補正工事の示達が遅い。	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者等の不足。 ・維持管理費の不足。 ・契約方法の改善。 ・補正工事の示達時期の改善。 	1) 主任技術者等の配置方法の改善。 2) 維持管理費の増額又は使用の工夫。 3) 契約方法の改善。 4) 補正工事の示達時期の改善。	1) 国、県より今後も情報提供を行う。 2) 県において今後も努力。 3) 現在本省において検討中。 4) 本省へ意見としてあげる。

(凡例) 自治体ヒアリングの意見

市町村アンケートの意見

ヒアリングとアンケートの両方の意見

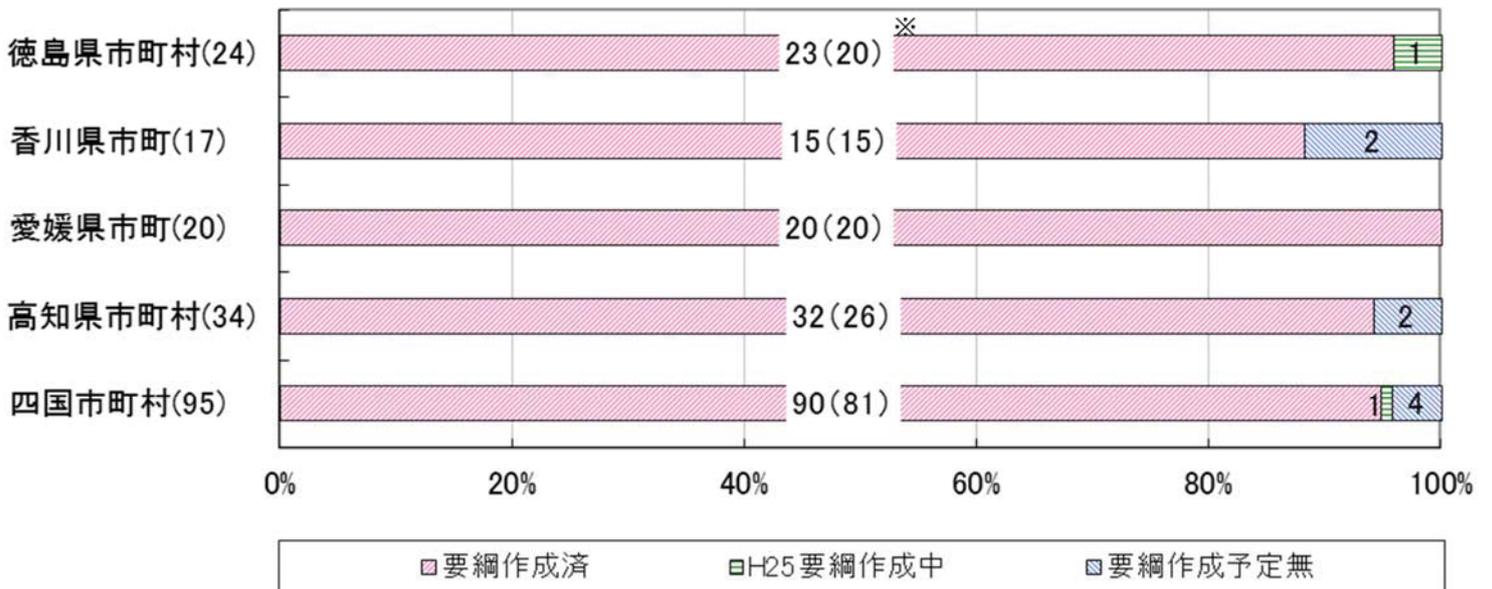
公共工事品質確保の進捗状況について

① 総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆ 総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価落札方式での発注ができる市町村は、H25年度は四国全体で95%(90/95)、H26年度中には1町増え、**四国全体の96%**(91/95)まで拡大する見込み。
- ◆ 公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価落札方式での発注が定着するよう推進されたい。

【四国の総合評価落札方式実施要綱策定市町村数】

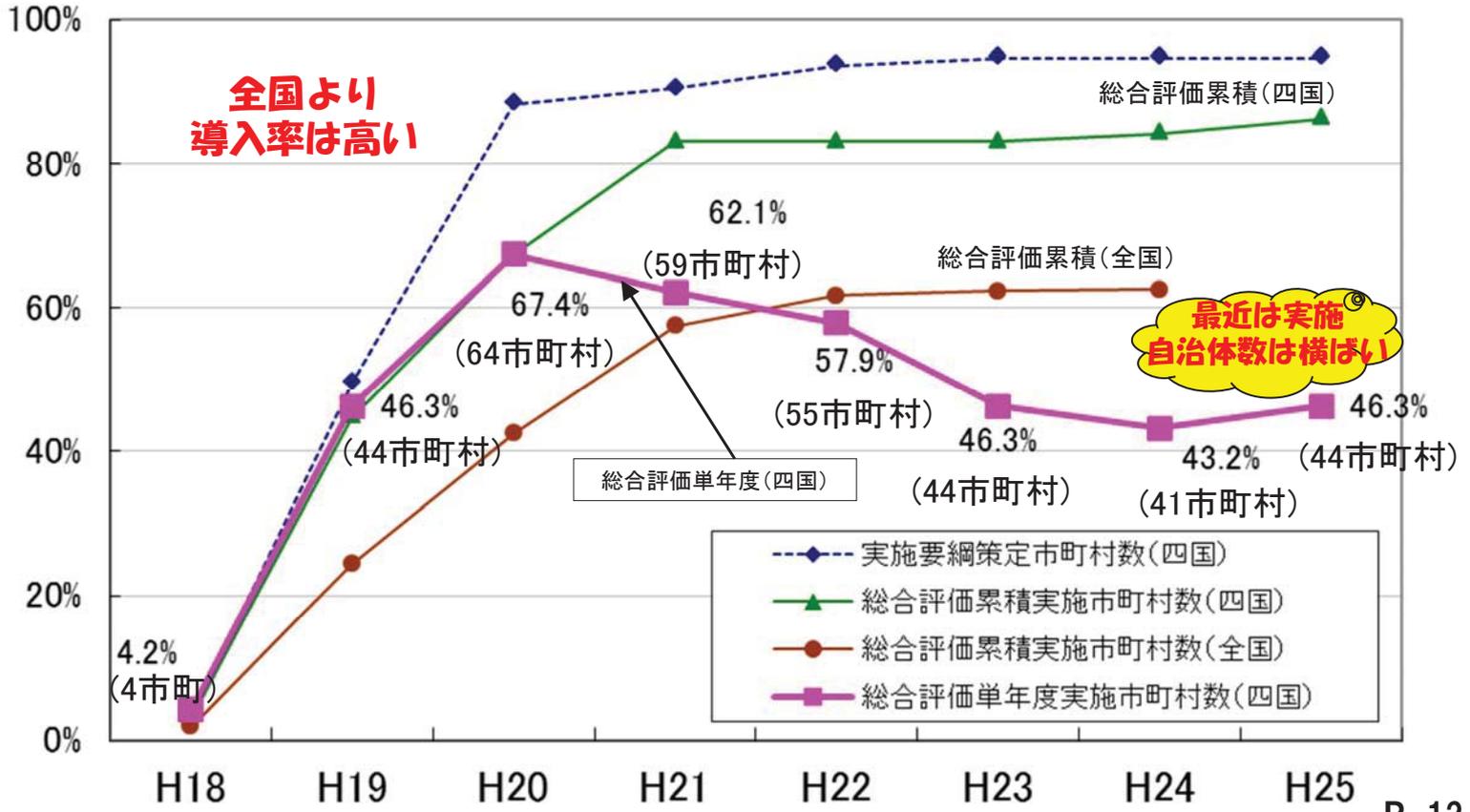
【H26.2調査】



※()内は、総合評価実施実績のある自治体数

①総合評価落札方式実施状況(市町村)

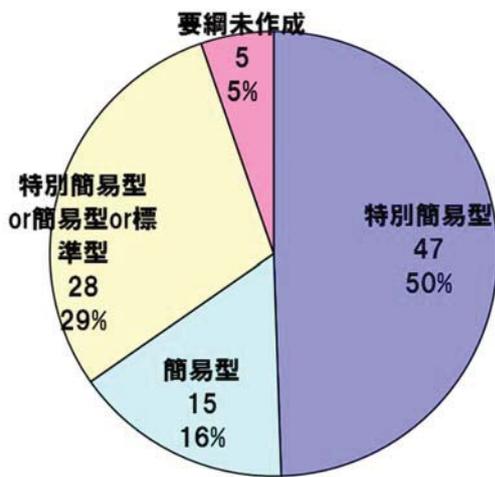
【市町村の総合評価落札方式実施状況】



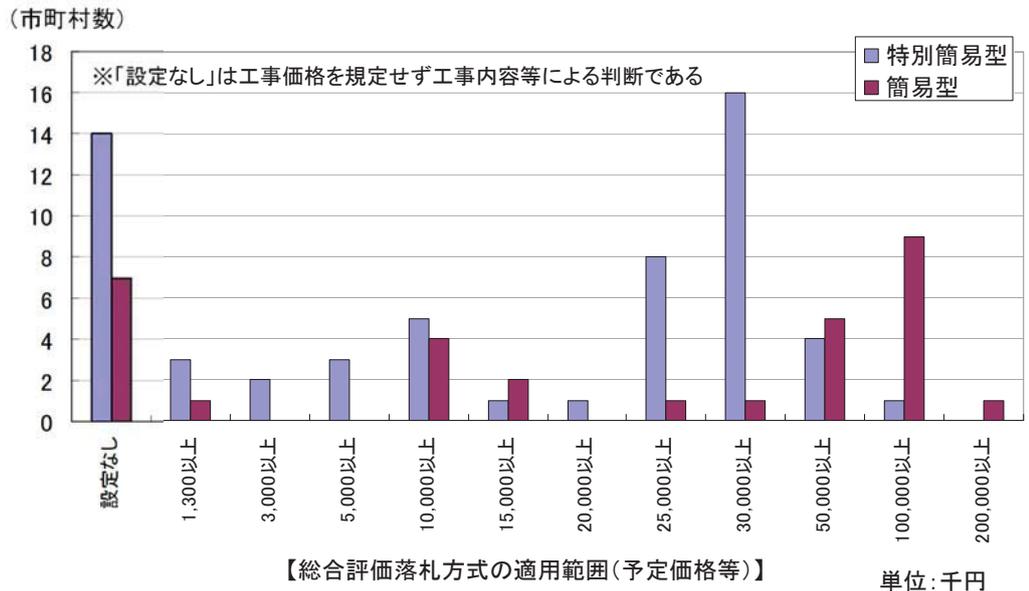
①総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆四国の市町村における実施要綱では、約50%が特別簡易型のみとなっている
- ◆要綱未作成の5市町村のうち、1自治体は現在要綱作成中

【実施要綱に規定された評価方式】



【四国内各市町村の総合評価落札方式の適用範囲】

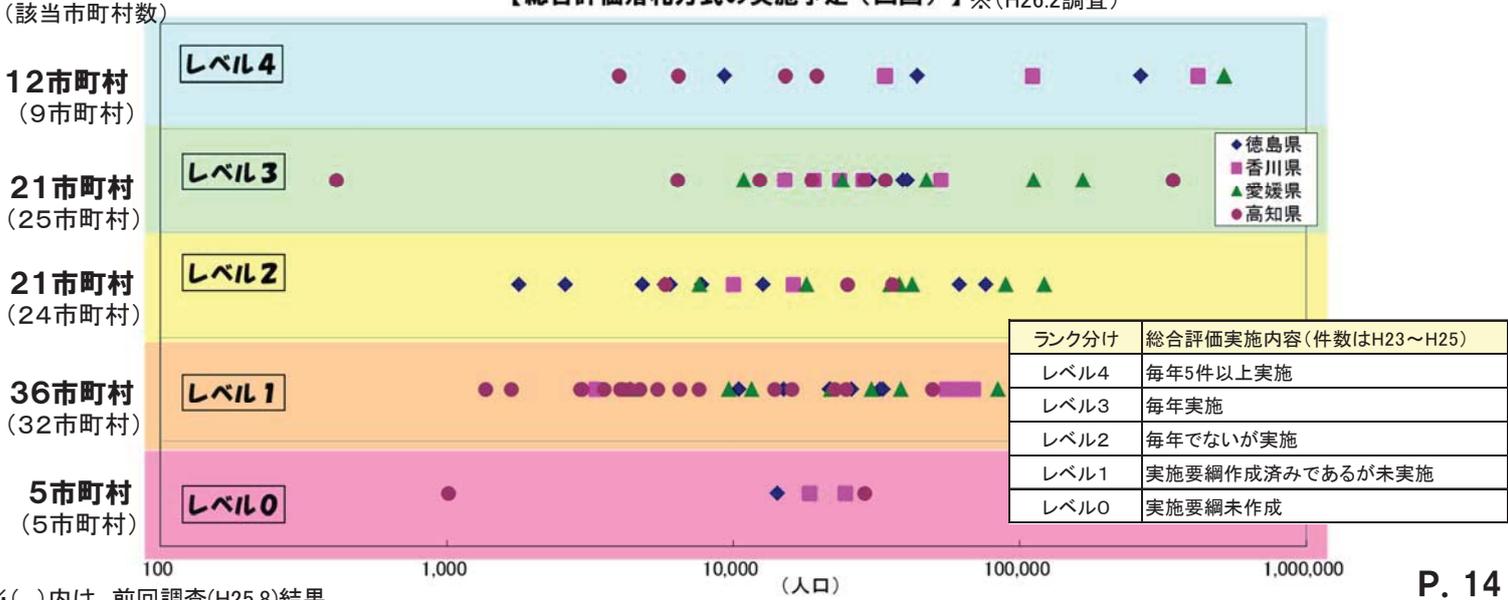


<参考> 総合評価落札方式に積極的に取り組んでいる市町村

- ◆徳島県：徳島市、小松島市、吉野川市、阿波市、三好市、那賀町、松茂町
- ◆香川県：高松市、丸亀市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、三木町、多度津町、まんのう町
- ◆愛媛県：松山市、今治市、西条市、大洲市、伊方町、愛南町
- ◆高知県：高知市、室戸市、安芸市、土佐市、香南市、大川村、越知町、檮原町、津野町、四万十町、黒潮町

(レベル3又は4の市町村、下線はレベル4の市町村)

【総合評価落札方式の実施予定(四国)】※(H26.2調査)



※()内は、前回調査(H25.8)結果

② 工事成績評定の実施状況(市町村)

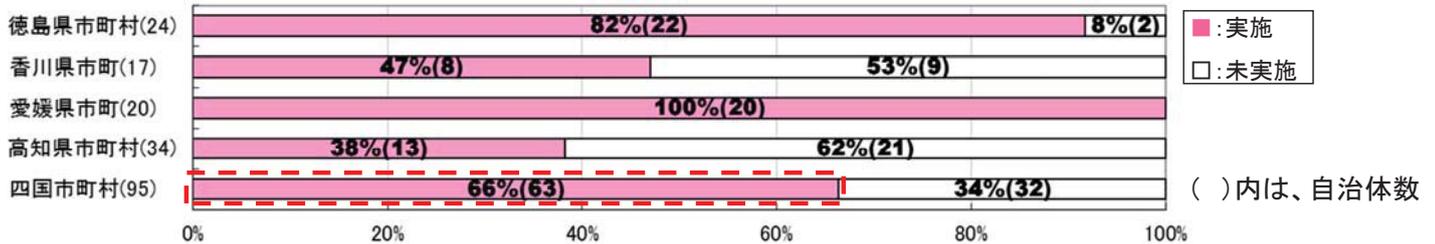
◆工事成績評定は、四国全体における63市町村(66%)が実施、H24年度より1市町村の増

◆工事成績評定の必要性

- ① 評点を活用した受注業者の適正な選定
- ② 優良業者の育成
- ③ 発注機関担当技術者の技術力向上

企業評価は、成績評定実施市町村の約半分が実施(全体の約32%)
 技術者評価は、成績評定実施市町村の約1割が実施(全体の約4%)

【工事成績評定の実施状況(H26.2調査)】

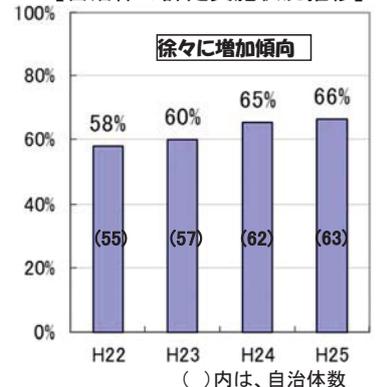
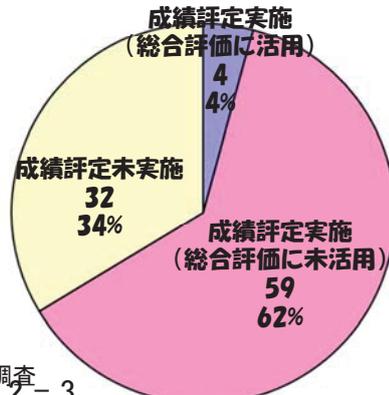
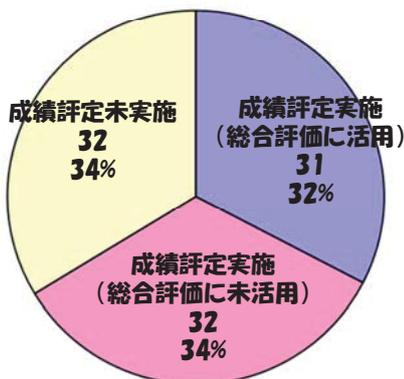


【企業評価】

【成績評定の総合評価への活用】

【技術者評価】

【自治体の評定実施状況推移】



③ 予定価格の事後公表状況(市町村)

- ◆ 予定価格の事前公表が行われている市町村は、四国全体の40%・38市町村であり、H24年度と変わっていない。
- ◆ 予定価格等の事前公表の弊害
 - ① 建設業者の見積努力を損なわせる
 - ② くじ引きによる落札件数が増加する

【自治体の予定価格の公表状況】

【H26.2調査】



不調不落対策について

不調不落対策について

1. 四国における不調不落について

- 1)四国地整における不調不落の状況について …(スライド)
- 2)四国地整(土木関係)における対応策(案)について …(p3-3～p3-4)
- 3)四国地整官庁営繕工事における円滑な施工確保に関する取り組み …(p3-5)

2. 本省の関係通達

入札不調が増加している地方公共団体発注の大型建築工事について、最新単価の適用の徹底による不調防止策など、当面の公共事業の円滑な施工確保を確保する対策について以下の通り通知されている。

公共事業の円滑な施工確保対策関連通知等 (別添資料3-1参照)

- 1)公共事業の円滑な施工確保対策<概要>
- 2)公共工事の円滑な施工確保について(平成26年2月7日)
- 3)公共建築工事の円滑な施工確保に係わる当面の取り組みについて(平成26年1月24日)<概要>
- 4)平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について(平成26年1月30日)<参考資料>
- 5)技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成26年1月30日)一部抜粋
- 6)予定価格の適正な設定について(平成26年1月24日)

※添付資料は、一部ですので本省HPを参照してください。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000066.html)

2) 不調不落対策について

3. 今後の国と連携した取り組みについて

公共事業の施工確保を図るための取組みについて、以下の項目で提案。

①発注者間の協力体制の強化(統合した発注見通しの公表)

②入札不調・不落状況の把握

③その他(各県・各自治体(港湾管理者を含む)との連携)

詳細については、「公共事業の施工確保を図るための取組」参照。 …(p3-6～)

不調・不落対策（工事関係）

①四国地整における不調・不落の状況について

- ・全国のH25年度直近3ヶ月平均（11～1月）の入札不調・不落（建築等設備関係含む）は昨年同時期に比較して、かなり上昇（約17%→約29%）[資料①参照]
- ・土木関係については、多少低いものの上昇（約11%→約24%）[資料①参照]
- ・四国の入札不調・不落（建築等設備関係含む）に着目すると全国ほどではないものの、上昇傾向（約10%→約20%）[資料②参照]。
- ・土木関係も、同様に上昇傾向（約8%→約17%）[資料③参照]
- ・工種別では、建築等設備関係、一般土木、維持修繕の順で高く、地域別では高知県西南部地域やダム所在地周辺で高い（4～1月）[資料⑤、⑥参照]

②不調・不落の状況から見える課題

- ・工事発注時期が集中したことによる技術者や労務者の不足。
- ・発注時期が集中したことによる建設機械や型枠工など技能労働者等が不足。
- ・発注時期が集中したことによる交通誘導員の不足。
- ・発注時期が集中したことによる下請業者の不足。
- ・利益率の高低により参加工事を峻別。（例：工事箇所の特長、小規模かつ専門的工種の抱き合わせ工事など）

③不調・不落への対応策(案)について

【入札・契約手続き等全般】

- ・早期発注による工期の平準化。
→特に4～6月期の工事「閑散期」における契約。経常維持への適用。
- ・余裕期間を見込んだ早期契約の活用。
→技術者、技能労働者、交通誘導員などの確保。
→建設機械及び建設資材を事前に準備するための余裕期間を見込んだ発注。
- ・総合評価落札方式において、現場代理人及び担当技術者としての施工経験を評価。
→配置技術者の確保。
- ・3回目入札の活用
→予定価格超過の場合、工事案件により3回目入札まで可とする。

【工事内容】

- ・工事発注ロットの大型化等、適切な工事内容の見直し。

- ・各工事毎の一層の適切な工期設定。
→必要に応じて、繰越手続き活用。
- ・近隣地域の工事に関する配置技術者の兼任制。
→工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で工事現場の相互間隔が10km程度の近接した2以上の工事において兼任を認める。
- ・工事箇所点在かつ多工種となるような工事（例：橋梁補修工事等）は、極力単工種かつ工事エリアをまとめるなど、効果的な発注に努める。

【その他】

- ・公共工事発注者(国・自治体等)が連携して工事発注見通しの同時公表など工事発注情報の周知の工夫
→建設業者が計画的に技術者を配置したり、資機材を調達できるよう配慮。
- ・受注者の受注意欲へのインセンティブ付与。
→余裕をもった工期設定とし、早期に良好に完成させた場合は適切に評価。
(以上)

四国地方整備局 官庁営繕工事における円滑な施工確保に関する取り組み

【基本的方策等】

①参加要件の緩和等

- ・対象等級の拡大
- ・発注ロット拡大
- ・余裕工期 等

情報提供の工夫

②工事管理の効率化

工事書類の簡素化

施工条件明示の改善

③実勢価格の反映

単価の補正、適正計上

見積もり活用方式※1

物価スライドの適用※2

【整備局の具体的取組】

・民間実績で参加可能、県工事实績等を評価 (従前)

- 鉄骨アパート等でも応募可能な場合も。若手技術者に配慮。
- さらに、26年度より、県発注工事の成績を総合評価に活用。

・対象等級を拡大(地域内企業に配慮) (昨10月)

- 上位等級への拡大により、不調が大きく減少。

・近隣工事の合併。専任期間の明示 (従前)

・業界説明会の開催(出前講座等) (昨8月)

- 入札参加のハードル低いことを周知。
- 応募書類のミス・不調が減少。

・技術者負担を総合的に軽減 (昨10月)

- ・メールを用いた確認方法をルール化し、打ち合わせ等の負担を軽減。
- ・書類作成例を提示。省略可能書類を増やす。

- 受注者に好評。「機会あれば再度。」とのコメント多い。

・施工条件明示と予定価への反映等 (昨10月)

- ・仮設や作業内容を丁寧に明示・図示。
- ・作業等に即した適切な積み上げ。
- ・2回目以降の入札前に、乖離のある工事内容を詳しく追加説明。

- 小規模改修工事にもかかわらず不落が劇的に減少。(10月以降1件のみ)
- 契約変更でも、トラブルが生じないようフォロー。

・見積活用方式が必要な工事を調査・検討 (検討中)

・物価スライドの周知 (2月)

- ・2月労務単価改定を受け、残りのある工事でも、速やかにインフレスライド基準日を設定。(受注者と協議)
- ・今後も、受注者リスクが生じないよう適切に対応。

※1 営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求める方式「見積活用方式」運用マニュアル(案)

※2 賃金の変動に対する工事請負契約第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)
以上 平成26年2月 国土交通大臣官房官庁営繕部 計画課 他

公共事業の施工確保を図るための取組

【背景】

- 現在、公共事業においては、
 - ①被災地の復旧・復興事業、
 - ②地方公共団体発注の大型建築工事等の工事で入札不調・不落が発生しており、復興の加速化、日本経済の再生、社会福祉の増進等のためにも、その円滑な施工確保が喫緊の課題であること。

- このため、不調・不落の状況とその発生原因、人材・資機材の需給状況や関連する建設経済指標の動向、諸対策の浸透度の確認など、我が国の公共事業の執行をめぐる状況を民間工事の受注動向等を含め、きめ細かく把握するとともに、公共事業の円滑な施工を確保するための対策を機動的に講じることが求められている。

【入札・契約業務等の円滑な実施】

- ①発注者間の協力体制の強化（統合した発注見通しの公表）
上記背景のもと、受注者の計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達に寄与するため、地域の実情等に応じ、発注見通しを統合して公表することとしたい。

[具体的な対応]

（第1段階）

- ・各発注者が開設しているHP上で「発注見通し」に関する情報ページを相互リンクし外部から閲覧できるようにする。
 - …先行して、4／1公表予定の発注見通しを、四国地整と徳島県、愛媛県の該当情報ページを相互にリンクさせる。
 - …今後、各発注者のご協力を得て、相互リンクを拡大する方針。
- ・あわせて、各自治体とも同様の相互リンクを順次設定。
 - …今後、各自治体のご協力を得て、相互リンクを拡大する方針。
4県都を始め、積極的にご協力いただける各自治体と、積極的に連携していく。

（第2段階）

- ・各発注者間で異なっている、公表情報内容の統合化を進める。
 - …理想は、各発注者間で情報内容を完全整合させることであるが、当面、県単位で整合が図れないか、調整を進めることとしたい。

②入札不調・不落状況の把握

[各県（港湾管理者を含む）との連携]

- ・別添の「入札不調・不落状況表（様式1）」へのデータ入力依頼等
 - …兼ねてより、土地・建設産業局建設業課からの依頼により各県から本省提出されている上記様式1については、今回H25年4月からH26年3月までのデータについて、別添様式1（データ確認用）の内容を確認いただき、確認した様式を地整に送付いただく。
(別紙に続く)
 - …H26年4月からは、様式1の本省への送付は廃止し、地整経由で本省送付することに変更。

…今後は、別添様式 1 を送付対象月の翌月の 9 日 17 時必着（9 日が土日の場合は週明けの月曜日）として地整担当者へ送付いただく。

[各自治体（港湾管理者を含む）との連携]

- ・別添の「入札不調・不落リスト表（様式 2）」へのデータ入力依頼等
…前頁の背景のもと、平成 25 年 4 月以降の、予定価格が 5 億円以上の工事について、入札不調・不落工事 1 件ごとに情報を別添様式 2 に入力して、地整担当者へ送付をお願いいたします。
- ・社会的な注目を浴びている案件であることから、予定価格 5 億円未満でも、取材を受けた工事、繰り返しの不調や同種工事の同時期での不調など、報道等に注目される対象となるような案件についても、様式 2 にデータを入力後、地整担当者まで送付いただくようお願いします。
- ・さらに、大型建築工事や災害公営住宅等、注目されやすい工事の不調等案件についても、同様に地整担当者まで様式送付をいただくようお願いします。

③その他

[各県、各自治体（港湾管理者を含む）との連携]

- ・各県、各自治体の皆さんと、一層の連携を図るため「四国ブロック不調不落対策ホットライン」を設け、相互の協力体制を確保したい。
- ・本会議終了後、各県、自治体に様式を送付させていただき、回答をいただければ、速やかに情報共有をさせていただく。

※以上「②入札不調・不落状況の把握」についての地整担当者は以下のとおり。

四国地方整備局 企画部 技術管理課

（送付先）宇都宮課長補佐 utsunomiya-m88s3@skr.mlit.go.jp
武田課長補佐 takeda-m8812@skr.mlit.go.jp
金滝技術検査官 kanataki-k8810@skr.mlit.go.jp

（問い合わせ先）

宇都宮課長補佐 連絡先(ダイヤル) 087-811-8311
" (fax) 087-811-8412

(以上)

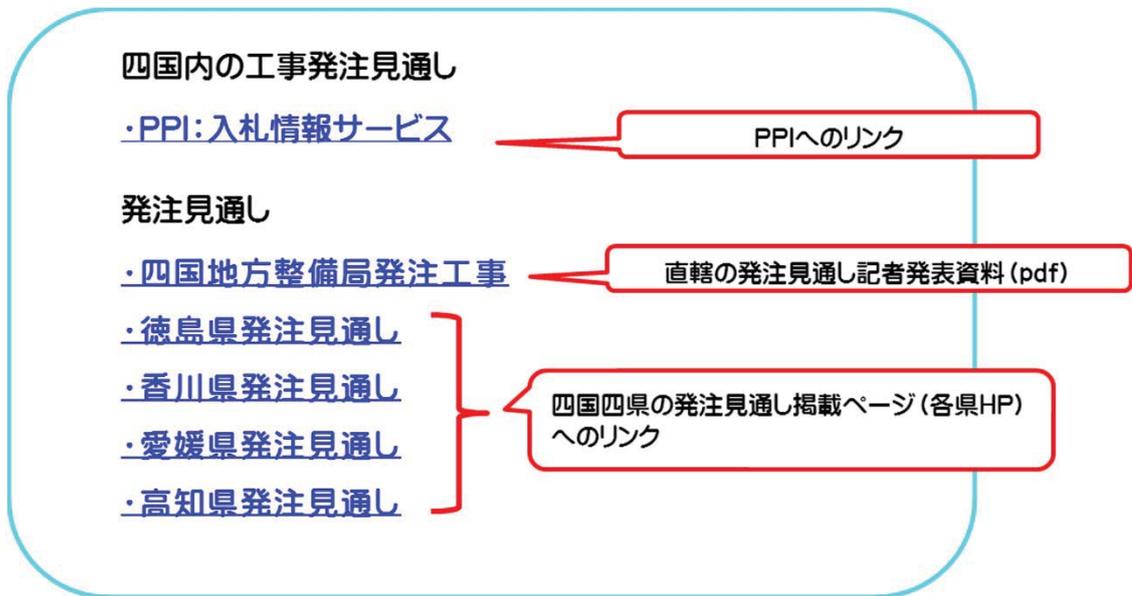
■H26入札不調・不落状況

開札月	一般競争				指名競争				随意契約				計								
	開札 件数	不調 件数		計	発生率	開札 件数	不調 件数		計	発生率	開札 件数	不調 件数		計	発生率						
		不調 件数	不落 件数				不調 件数	不落 件数				不調 件数	不落 件数								
4月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
5月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
6月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
7月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
8月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
9月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
10月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
11月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
12月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
1月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
2月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
3月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
合計	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	
全工種	4月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	5月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	6月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	7月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	8月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	9月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	10月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	11月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	12月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	1月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	2月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	3月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	合計	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
土木一式	4月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	5月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	6月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	7月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	8月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	9月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	10月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	11月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	12月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	1月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	2月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	3月				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!				0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!
	合計	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	#DIV/0!

四国地整、四国四県発注見通し共有(案)



集約ページ案



平成25年度 発注の見通しの公表について(平成26年 2月現在)

平成26年 2月17日
四国地方整備局

国土交通省四国地方整備局における平成25年度の工事の発注の見通しを下記のとおり公表します。

なお、ここに掲載する内容は、平成26年 2月17日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されていない工事が発注される場合があります。

また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。

※工事発注規模は、公表時点の概算であり、公表後変更することがあります。

1. 一般競争入札

[徳島河川国道事務所]

- 1-1 工 事 名 : 平成26年度 瀬詰護岸外補修工事
1) 工 事 種 別 : 一般土木工事
2) 工 事 場 所 : 徳島県阿波市阿波町前島地先外
3) 工 事 期 間 : 約7ヶ月
4) 工 事 概 要 : 護岸補修工 1式
根固め工 1式
(工事発注規模)
1億円以上2億円未満
5) 入札予定時期 : 第2四半期
6) そ の 他 : 本工事は、一般競争入札方式の対象工事(総合評価方式)である。なお、施工体制確認型総合評価方式を試行予定。

[徳島河川国道事務所]

- 1-2 工 事 名 : 平成26年度 大津護岸外補修工事
1) 工 事 種 別 : 一般土木工事
2) 工 事 場 所 : 徳島県鳴門市大津町矢倉地先外
3) 工 事 期 間 : 約7ヶ月
4) 工 事 概 要 : 護岸補修工 1式
(工事発注規模)
6,000万円以上1億円未満
5) 入札予定時期 : 第2四半期
6) そ の 他 : 本工事は、一般競争入札方式の対象工事(総合評価方式)である。なお、施工体制確認型総合評価方式を試行予定。

[徳島河川国道事務所]

- 1-3 工 事 名 : 平成26年度 高房地区外護岸工事
1) 工 事 種 別 : 一般土木工事
2) 工 事 場 所 : 徳島県板野郡北島町高房地先外
3) 工 事 期 間 : 約7ヶ月
4) 工 事 概 要 : 護岸工 1式
(工事発注規模)
1億円以上2億円未満
5) 入札予定時期 : 第2四半期
6) そ の 他 : 本工事は、一般競争入札方式の対象工事(総合評価方式)である。なお、施工体制確認型総合評価方式を試行予定。

[徳島河川国道事務所]

- 1-4 工 事 名 : 平成26年度 四ツ屋護岸工事
1) 工 事 種 別 : 一般土木工事
2) 工 事 場 所 : 徳島県吉野川市鴨島町牛島地先
3) 工 事 期 間 : 約7ヶ月
4) 工 事 概 要 : 護岸工 1式

公共事業の円滑な施工確保対策＜概要＞

公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し**
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。
（※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**
橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**
地方公共団体等に対し、歩切りの根絶へ向けて強く要請。

適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）**
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- **柔軟な工期の設定**
受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレキシブル工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3カ月以内）の設定を実施。
- **設計変更等における柔軟な運用を実施**
既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。

公共事業の円滑な施工確保対策に関する通知

発出日	通知名	内容	通知先
2) 平成26年2月7日	公共工事の円滑な施工確保について	<ul style="list-style-type: none"> 最新単価適用の徹底 スライド案項の適切な設定・活用 歩切りの根絶 資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い 地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化 主任技術者の兼任要件の緩和(5→10km) 柔軟な工期の設定 ダンピング対策の実施 入札契約手続きの効率化等 	<p>都道府県 政令指定都市 建設業団体 各地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局</p>
3) 平成26年1月24日	公共建築工事の円滑な施工確保に係わる当面の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> 最新単価適用の徹底 見積もりを活用した単価設定 スライド案項の適切な設定・活用 設計図書工事の適切な見直し 公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付開始 予算措置や予定価格の設定等に関する規則等の柔軟な運用 	<p>都道府県 政令指定都市 建設業団体 発注関連業団体</p>
4) 平成26年1月30日	平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省及び国土交通省が、公共事業労務費調査に基づき、新労務単価を決定したので公表。 労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映 必要な法定福利費相当額を反映 全職種平均 全国H25年4月比 +7.1% (H24年度比: +23.2%) 	<p>HPIにて一般に公表</p>
5) 平成26年1月30日	技能労働者への適切な賃金水準確保について	<ul style="list-style-type: none"> 新労務単価の早期適用 スライド案項の適切な設定・活用 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用 若年入職者の積極的な確保 ダンピング受注の排除 消費税の適切な支払い 適正な価格による契約の推進 	<p>建設業者団体 都道府県 政令指定都市 主な民間発注者</p>
6) 平成26年1月24日	予定価格の適正な設定について	<ul style="list-style-type: none"> 歩切りの根絶 	<p>都道府県 政令指定都市</p>

総行行第21号
国土入企第31号
平成26年2月7日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の円滑な施工確保について

日本経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るためには、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）及び平成26年2月6日に成立した平成25年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な実行が重要です。

「好循環実現のための経済対策」では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化等により、万全を期する」とこととされて

います。

このため、各地方公共団体におかれては、前記「好循環実現のための経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 18 条第 2 項に基づき、要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 適正な価格による契約について

（1）予定価格の適切な設定について

予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させること。

また、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じること等により当該金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、「予定価格の適正な設定について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総行行第 13 号・国土入企第 27 号）により要請したとおり、厳に慎むこと。

最近では、大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生していることから、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総行行第 12 号・国営計第 102 号・国土入企第 24 号）の趣旨を踏まえ、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること。

（2）予定価格等の事前公表の見直しについて

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと

等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

(3) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

適正価格での契約の推進を図るため、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」(平成25年5月16日付け総行第74号・国土入企第3号)により要請したとおり、平成25年5月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

(4) スライド条項の適切な設定・活用について

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、いわゆるスライド条項(公共工事標準請負工事約款第25条)を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨建設業者に周知徹底すること。

(5) 設計変更等の適切な実施について

設計図書の不備等による着工の遅れ、人員不足による検査の遅れなど発注者側の事情に起因して工期が長期化した場合には、設計変更等により適切に対応すること。

(6) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等について

工事の発注量や資材の需給に係る状況等から入札不調・不落や資材の不足が懸念される地域では、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について(平成25年2月6日付け国技建第7号)」(別添1)を参考として、適切な運用に努めること。

2. 技術者・技能者の効率的活用

(1) 地域の実情等に応じた発注ロットの大型化について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、地域の実情等に応じて、

複数の工区をまとめて発注するなど発注ロットを大型化して発注すること。その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等については、「平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（平成 25 年 2 月 6 日付け国技建第 7 号）」（別添 1）を参考に、適切に行うこと。

（2）技術者の専任等に係る取扱いについて

主任技術者の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）（別添 2）における趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

（3）柔軟な工期の設定について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、受注者が配置技術者、技能労働者、資機材等を確保するための準備期間を考慮して工期の開始時期を調整するなど、公共工事の円滑な施工確保のため柔軟な工期設定に努めること。

3. 入札契約手続きの効率化等

入札契約手続の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、指名競争入札方式の活用等により可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき契約すること等により、事務の改善及び効率化に努めること。

4. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針及び平成 25 年 6 月 25 日に閣議決定された「平成 25 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」において、地域の中小企業者の適切な評価を行うとともに、公共工事の効率的施工等が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うこと等

とされている趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

5. 建設業者の資金調達円滑化のための取組について

前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前払金制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

6. 就労環境の改善について

公共工事の増加に伴い、建設労働者の勤務時間の増加、工期延長に伴う資金不足による賃金支払いの遅延等の就労環境の悪化が懸念される所であり、また、平成26年2月6日に成立した補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払いが行われることが重要であることに鑑み、適切な工期の設定や柔軟な設計変更、前払金・中間前払金の活用などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

また、国土交通省直轄工事においては、事業者が本来負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう、現場管理费率式の見直しを行い、平成24年4月1日から適用しているが、貴団体発注工事においても同様の見直しを行うことにより、建設労働者にとって最低限の福利厚生であり法令上の義務である社会保険等への加入促進を図ること。

別添 1

国技建第 7 号
平成 25 年 2 月 6 日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について

平成 24 年度補正予算の執行においては、「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成 25 年 1 月 15 日付け国官総第 279 号、国官会第 2589 号、国地契第 69 号、国官技第 247 号、国営管第 386 号、国営計第 86 号、国北予第 45 号）（以下「大臣官房長通知」という。）及び「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施に関する具体的手続きについて」（平成 25 年 1 月 15 日付け国地契第 70 号、国官技第 248 号、国営管第 387 号、国営計第 87 号、国港総第 384 号、国港技第 95 号、国空予管第 449 号、国空安保第 499 号、国空交企第 518 号、国北予第 46 号）にて通知しているところであるが、早期の予算執行に万全を期するため、当分の間、積算方法等に係る下記の試行を進めることとするので、各地方整備局等においては、工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が懸念される地域では、必要と思われる試行項目を積極的に適用するよう管内所管部局を指導するなど、適切に運用されたい。

記

1. 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

(1) 趣旨

「施工箇所が点在する工事の積算方法について」（平成 24 年 2 月 14 日付国技建第 5 号）（以下、「室長通知」という。）により、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」こととしているところであるが、広域の市町村も存在している状況等を鑑みると、積算額と実際に要する費用との間になお乖離が生じる場合も考えられる。

また、平成 24 年度補正予算の執行にあたっては、大臣官房長通知において、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注を行うこととされている。このため、早期の予算執行に万全を期すため、室長通知に定める工事箇所を細分できることとする。

(2) 対象工事

平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事において、施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が 5 km 程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

(3) 工事箇所の設定方法

施工箇所が点在する工事については、原則として市町村単位で工事箇所を設定した上で、なお施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が 5 km 程度を越えなくなる回数を限度に細分できることとする。

(4) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△地区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□地区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする

<記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地区（施工箇所〇〇）、□□地区（施工箇所〇〇）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出

した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

（3）本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

注）『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）』『△△地区（施工箇所〇〇）』『□□地区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

2. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

（1）趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、一部の建設資材のひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。

このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

（2）対象工事

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

（3）設計変更対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各地方整備局にて通常の工事積算で使用している基準を使用することとする。

(4) 主な手続き

- ① (2) の工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材（鋼矢板）	IV型	〇〇市

- ② 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

(2) 対象工事の範囲

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

(3) 設計変更の対象項目

「土木請負工事の共通仮設費算定基準（昭和 55 年 2 月 22 日付建設省官技発第 89 号、最終改正：平成 20 年 3 月 24 日付国官技第 314 号）」における下記 1) ～ 3) の項目及び「土木請負工事工事費積算基準（昭和 42 年 7 月 20 日付建設省官技発第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付国官技第 343 号）」における下記 4) ～ 5) の項目とする（以下「実績変更対象費」という）。

- 1) 9 (1) ニ 労働者の輸送に要する費用
- 2) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』
- 3) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』
- 4) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（あ）募集及び解散に要する費用
- 5) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（え）賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(4) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

<記載例>

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、
通勤等に要する費用

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

<記載例>

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
(既契約の工事に追加する場合は、速やかに、②の特記仕様書記載例の内容について、指示を行うとともに、指示後10日以内に工事費構成書にて当初の共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。)
- ④ 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
(既契約の工事に追加する場合は、③により実績変更対象費の割合の提示を受けた後、速やかに実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。)
- ⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- ⑥ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- ⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- ⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. その他

東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県においては、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年2月29日付け国技建第6号）及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成24年6月27日付け国技建第3号）を通知しているところであり、本通知と合わせて、必要な試行項目を積極的に活用されたい。

以上

実績変更対象費に関する実施計画書

費目	費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)
	小計		
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給
	小計		
合計			

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別添2

国土建第272号
平成26年2月3日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第348号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成25年9月19日付け国土建第162号）は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

- (3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

国土入企第 3 2 号
平成 2 6 年 2 月 7 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の円滑な施工確保について

日本経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るためには、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）及び平成 26 年 2 月 6 日に成立した平成 25 年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な実行が重要です。

「好循環実現のための経済対策」では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化等により、万全を期する」こととされています。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、各地方公共団体においても、「好循環実現のための経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、円滑な施工確保を図るため、別添のとおり取組を講じるよう各都道府県及び政令指定都市あてに通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いいたします。

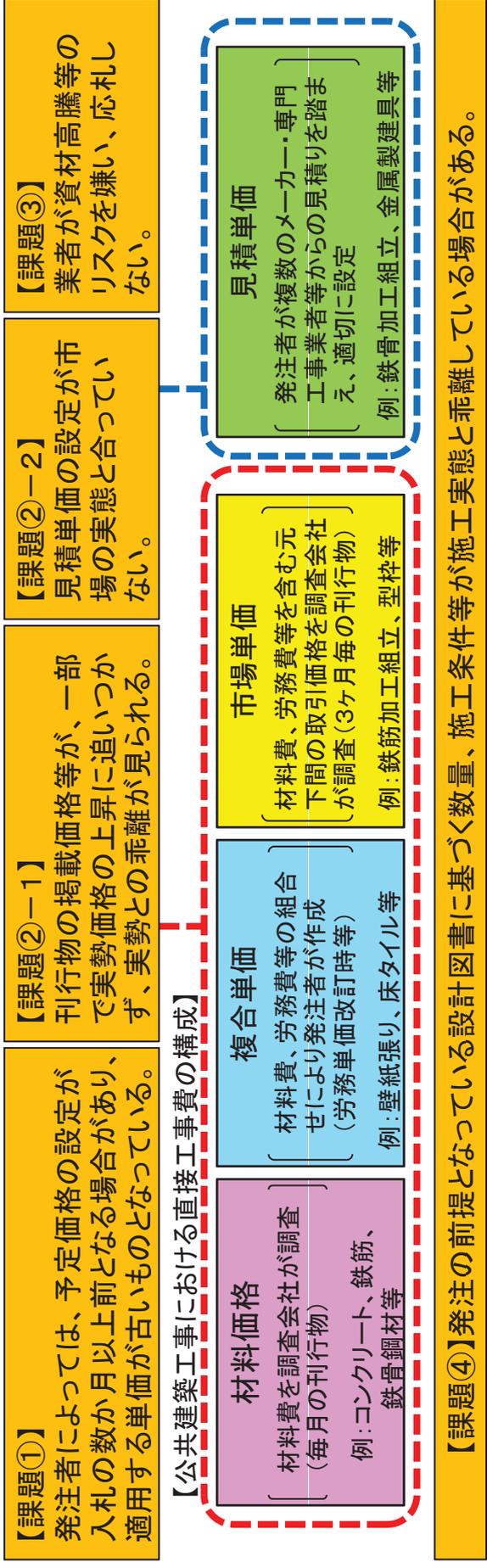
<建設業団体送付先一覧>

全国管工事業協同組合連合会会長
一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長
一般社団法人日本建設機械施工協会会長
一般社団法人日本塗装工業会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
一般社団法人日本左官業組合連合会会長
一般社団法人日本サッシ協会理事長
一般社団法人日本電設工業協会会長
建設工業経営研究会会長
一般社団法人海外建設協会会長
一般社団法人日本道路建設業協会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長
一般社団法人鉄骨建設業協会会長
日本建設組合連合会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
建設業労働災害防止協会会長
一般社団法人情報通信エンジニアリング協会会長
一般社団法人日本橋梁建設協会会長
公益社団法人全国鉄筋工事業協会会長
社団法人プレハブ建築協会会長
社団法人全国さく井協会会長
一般社団法人日本鳶工業連合会会長
日本室内装飾事業協同組合連合会理事長
一般社団法人日本タイル煉瓦工事工業会会長
全日本板金工業組合連合会会長
一般社団法人日本エレベータ協会会長
一般社団法人情報通信設備協会会長
一般社団法人全国建設産業協会会長
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長
一般社団法人日本造園建設業協会会長
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会会長
一般社団法人日本機械土工協会会長
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長
一般社団法人日本シャッター・ドア協会会長
社団法人全国建設室内工事業協会会長
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会会長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
全国建具組合連合会会長
一般社団法人日本保温保冷工業協会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長
全国建設業協同組合連合会会長
社団法人日本ウエルポイント協会会長
一般社団法人日本グラウト協会会長
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本海上起重技術協会会長
一般社団法人日本造園組合連合会理事長
せんい強化セメント板協会会長
一般社団法人日本建設業経営協会会長
全国浚渫業協会会長

一般社団法人土地改良建設協会会長
一般社団法人全国防水工事業協会会長
一般社団法人日本基礎建設協会会長
一般社団法人全日本瓦工事業連盟理事長
社団法人日本建設大工工事業協会会長
一般全国ダクト工業団体連合会会長
日本外壁仕上業協同組合連合会会長
一般社団法人日本建築大工技能士会会長
一般社団法人四国電気・管工事業協会会長
一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会会長
一般社団法人全国タイル業協会会長
一般社団法人日本厨房工業会会長
重仮設業協会会長
一般社団法人日本計装工業会会長
全日本電気工事業工業組合連合会会長
全国圧気工業協会会長
公益社団法人日本エクステリア建設業協会会長
一般社団法人全国道路標識・標示業協会会長
一般社団法人日本金属屋根協会会長
社団法人斜面防災対策技術協会会長
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長
一般社団法人日本下水道施設業協会会長
一般社団法人日本内燃力発電設備協会会長
一般社団法人日本建築板金協会会長
消防施設工事協会会長
一般社団法人日本運動施設建設業協会会長
全国圧接業協同組合連合会会長
一般中小建設業住宅センター会長
全国マスチック事業協同組合連合会会長
全国ポンプ・圧送船協会会長
全国板硝子工事協同組合連合会会長
一般社団法人全日本屋外広告業団体連合会会長
一般社団法人日本家具産業振興会会長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
公益社団法人日本推進技術協会会長
日本建設インテリア事業協同組合連合会会長
日本ウレタン断熱協会会長
一般社団法人日本配管工事業団体連合会会長
一般社団法人ビルディング・オートメーション協会会長
一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長
一般社団法人日本アンカー協会会長
一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会会長
一般社団法人日本木造住宅産業協会会長
一般社団法人日本潜水協会会長
一般社団法人全国特定法面保護協会会長
一般社団法人日本在来工法住宅協会理事長
ダイヤモンド工事業協同組合理事長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人フローリング協会会長
一般社団法人全日本漁港建設協会会長

公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

最近の予定価格設定等をめぐる主な課題



- 【対策①】** 予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用したものへ徹底。 (予定価格が事前公表の場合であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- 【対策②】** 公共建築工事の発注で**実勢価格との乖離のおそれがある場合** (不落となった場合等)、次の取組を実施。
- (1) **材料価格・複合単価・市場単価**について、業者・メーカー等から**見積りの提出を求め、単価設定で考慮。**
 - (2) **見積単価**については、業者・メーカー等からの見積り収集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、**変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定。**
 - (3) 最新の単価を適用してもなお**不落・不調となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求めめる方法等を活用すること。**
- 【対策③】** 契約後の資材や労務費の高騰に備え、いわゆるスライド条項の**適切な設定・活用**を図るとともに、その旨、**建設業者に周知徹底。**
- 【対策④】** 発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が**施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう周知徹底。**
- ➡ 新たに、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始 (地方整備局等の「公共建築相談窓口」)。**

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

平成26年1月

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の**技能労働者の不足等**に伴う労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (例年の4月改訂を前倒し)
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

全職種平均

全 国 (16,190円) 平成25年4月比; **+7.1%** (平成24年度比; **+23.2%**)
被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; **+8.4%** (平成24年度比; **+31.2%**)

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置 (継続) (当面被災三県のみ)

※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請 (平成26年1月30日)

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・適切な価格での下請契約の締結
 - ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
 - ・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ
- #### (2) 社会保険等への加入徹底

- ・元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約を締結
 - ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- #### (3) 若年入職者の積極的な確保
- #### (4) ダンピング受注の排除
- #### (5) 消費税の適切な支払い

III. 今後の取組み

- (1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視
- (2) 国交省直轄工事の**元請・一次下請**については、**社会保険加入企業に限る**方向で検討 (平成26年度中に開始)
地方公共団体等、他の公共工事発注者にも、同様の検討を要請

地方公共団体等(公共発注者)あて

- (1) 公共工事設計労務単価の改定値の早期適用
- (2) ダンピング受注の排除・歩切りの根絶
- (3) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払、社会保険等への加入徹底に関する元請業者指導

民間発注者あて

- (1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注や契約変更
- (2) 法定福利費相当額の適切な支払い
 - ・法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による工事発注
- (3) 消費税の適切な支払い

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について



全国全職種平均(参考値)

16,190円

(単純平均値のH25.4単価比; **+7.1%**)

H24単価比: **+23.2%**

被災三県

: 17,671円 (単純平均値のH25.4単価比**+8.4%**)

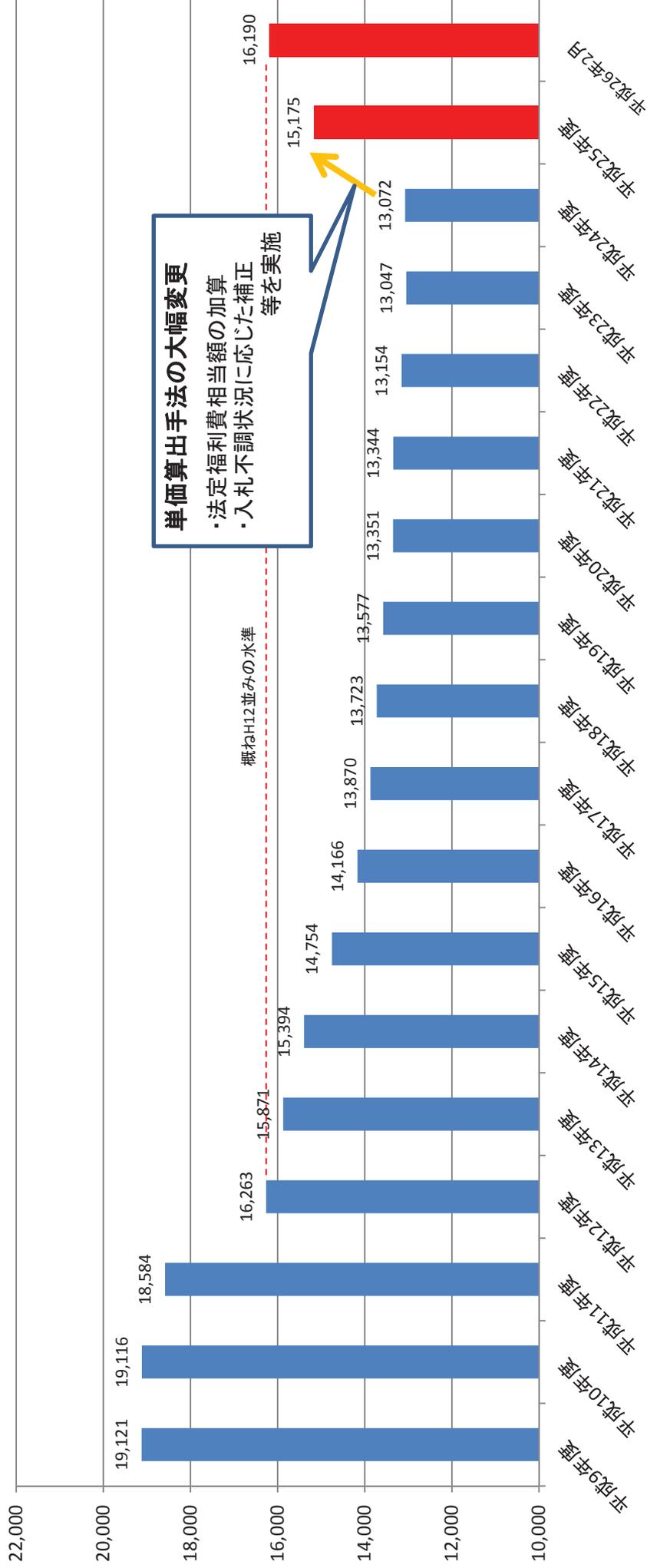
H24単価比: **+31.2%**

被災三県以外の都道府県: 16,062円 (単純平均値のH25.4単価比**+7.0%**)

全国全職種平均 : 16,190円 (単純平均値のH25.4単価比**+7.1%**)

(円/1日8時間当たり)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

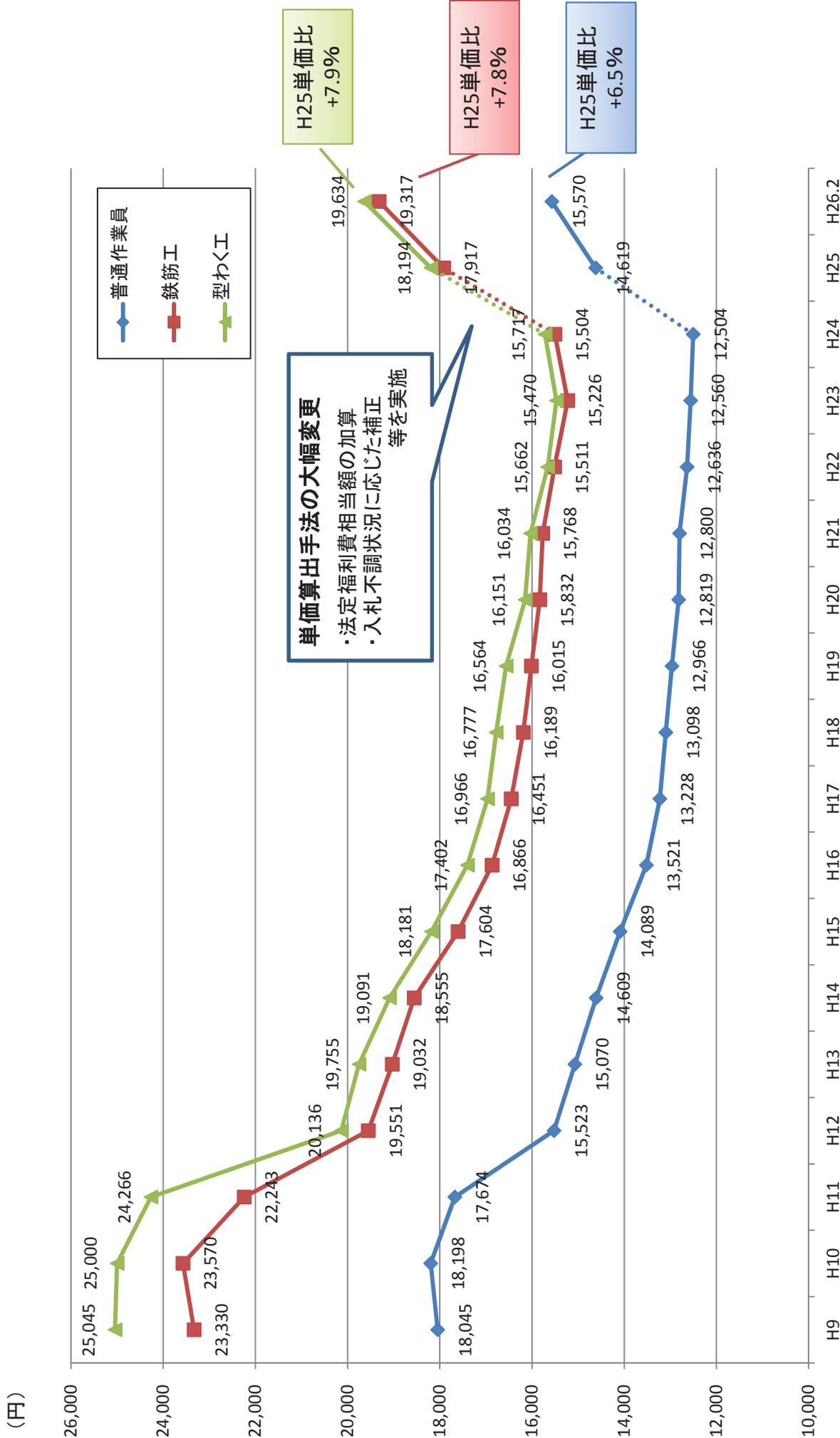


単価算出手法の大幅変更

- ・法定福利費相当額の加算
- ・入札不調状況に応じた補正等を実施

注1)加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレズ式で算出した
 注2)平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した

公共工事設計労務単価の推移(主要職種)

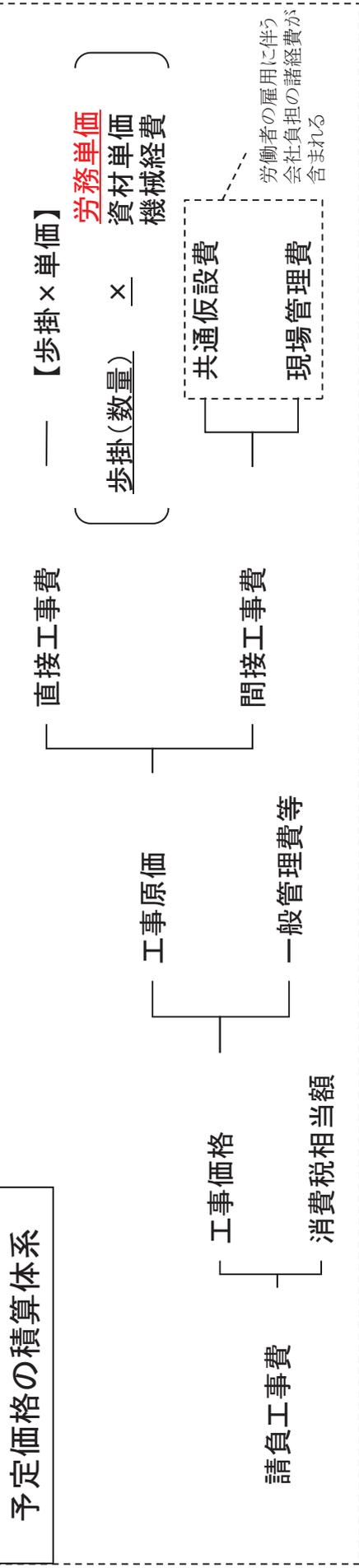


出所: 国土交通省「公共工事設計労務単価」

公共工事設計労務単価の概要

- 性格：公共工事の予定価格の積算用単価
 - ※ 個々の契約（下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金）を拘束するものではない
 - ※ 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者に支払われない諸経費分は含まれていない
 （諸経費分は、別途、共通仮設費及び現場管理費の項目で積算される）
- 法令：予算決算及び会計令第80条第2項

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 設定：毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（約16万人）の賃金支払い実態を調査し、年1回、年度当初に設定。
- 利用者：国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。



国土入企第 29 号
平成 26 年 1 月 30 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各都道府県知事、各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 7.1%、被災三県の平均では 8.4%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 23.2%、被災三県の平均では 31.2%の上昇となります。

国土交通省としては、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成 25 年度の労務単価を引き上げと同時に建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 36 号）を发出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には、国土交通大臣が直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。これに対して、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられているところです。しかしながら、下請取引等実態調査（平成 25 年 7 月実施）によると、技能労働者の賃金を引き上げた企業は 7 月時点では 36.6%に留まるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒についたばかりであるのが現状です。

このため、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 37 号）で貴職あてに要請した事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるこ

とにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進して頂くようお願いいたします。

なお、別添1のように、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 新労務単価の早期適用

公共工事の予定価格は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならないことから、その積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用されるよう、よろしくようお願いいたします。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

①一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理费率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう要請しているところです。

つきましては、受注者と専門工事業者との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に社会保険料相当額の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払を指導するなどの特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本年度より公共工事設計労務単価については、技能労働者の加入に必要な

社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、国土交通省では、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成 26 年度中より、社会保険加入業者に限定する方向で検討しているところです。つきましては、各発注者におかれましても、同様の検討を開始していただくようお願いいたします。国土交通省の具体的な検討内容が固まりましたら別途お知らせしますので、よろしくお願いいたします。

4. 適正な価格による契約の推進

近年のダンピング受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

つきましては、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いいたします。また、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いいたします。

また、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じるなどにより当該金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、「予定価格の適正な設定について」（平成 26 年 1 月 24 日付総行行第 13 号・国土入企第 27 号）で要請したとおり、厳に慎んで頂くようお願いいたします。

別添 2

国地契第57号
国官技第253号
国营管第393号
国营計第107号
国港総第471号
国港技第97号
国空予管第491号
国空安保第711号
国空交企第523号
国北予第36号
平成26年1月30日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
 企画部長
 営繕部長
 港湾空港部長
北海道開発局 事業振興部長
 営繕部長
各地方航空局 総務部長
 空港部長
 保安部長 あて

国土交通省大臣官房

地方課長
技術調査課長
官庁営繕部管理課長
官庁営繕部計画課長

国土交通省港湾局

総務課長
技術企画課長

国土交通省航空局

予算・管財室長
安全部空港安全・保安対策課長

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 25 条第 6 項の運用基準について、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 適用対象工事

- (1) 契約書第 25 条第 6 項の請求は、2. (3)に定める残工期が 2. (2)に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通達によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 24 年 2 月 17 日付け国地契 72 号、国官技第 314 号、国営計第 105 号、国港総第 613 号、国港技第 125 号、国空予管第 332 号、国空安保第 395 号、国空交企第 395 号) は廃止する。

総行行第13号
国土入企第27号
平成26年1月24日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

予定価格の適正な設定について

予定価格の設定に当たっては、地方公共団体においては財務規則等により、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」などとされています。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）においても、「資材等の最新の実勢価格を適正に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めるとともに、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする」とされています。

総務省及び国土交通省としては、各公共工事の発注者に対して、歩切りを厳に慎むよう繰り返し要請してきたところですが（「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付総行行第 126 号、国土入企第 14 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付総行行第 43 号、国土入企第 34 号））、今後の公共工事の円滑な施工確保に向け、特に、直近の資材や人件費の上昇等を踏まえた最新の実勢価格を反映した予定価格の適正な設定、現場の技能労働者への適切な賃金水準の確保等が重要であることから、歩切りは厳に謹んで頂くよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項に基づき、再度、要請致します。

なお、法第 17 条に基づき、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じるなどにより当該金額の一部を控除する歩切りなどの不適切な措置を行っていないかも含め、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めるなどの対応を行うこととしておりますので、ご留意願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知を宜しくお願いいたします。

今後の協議会の活動方針とスケジュール(案)について

1) 協議会の活動方針(案)

1. 自治体支援

従来の自治体支援施策は継続して実施。

- ①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施
- ②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進
- ③国・県等の既存研修制度の活用推進
- ④国・県の職員等を学識経験者として活用推進
- ⑤国と県による市町村キャラバンの実施等

2. 自治体における問題点、課題等について

・公共事業実施における各市町村の問題点・課題等について継続して把握に努め、その解決に向け国と県が連携して対応にあたる。また、制度設計にかかわるものは、本省等に意見としてあげる。

3. 公共事業の円滑な施工確保対策について(不調不落対策)

公共事業の施工確保を図るため、次の取組を進める。

- ①発注者間の協力体制の強化(統合した発注見通しの公表)
- ②入札不調・不落状況の把握
- ③四国ブロック不調不落対策ホットラインによる情報交換

2) 協議会のスケジュール(案)について

◆H26. 3月14日

H25年度 四国地方公共工物品質確保推進協議会(第2回幹事会) 開催

・今後の協議会活動方針について、意見交換を行う。

- ◆施工確保対策については、不調不落対策ホットラインを活用した情報収集や情報の共有に努める。
- ◆必要に応じて国・県・代表市町村等からなるワーキングの開催も検討。

※今後、幹事会を中心として展開し、自治体における公共事業執行に関する課題等に関して実務レベルで検討していく場とする。

◆H26. 6～8月
頃

H26年度 四国地方公共工物品質確保推進協議会(第1回幹事会) 開催予定

・H26実施計画について協議・策定、公共工物品質確保推進に係わる最新情報提供。

各県ごとに協議会等開催

各県ごとに協議会を開催し、主要議題における討議、必要な情報提供等を行う。

実施計画に基づき下記項目について活動を行う。

- ◆H26年度自治体支援実施
- ◆自治体における問題点・課題等について
- ◆公共事業の円滑な施工確保対策について(不調不落対策)

◆H27. 1月末頃

H26年度 四国地方公共工物品質確保推進協議会(第2回幹事会) 開催予定

・H26年度の活動状況報告、H27年度に向けた活動実施方針(案)の決定 等

中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会 ～当面講ずべき施策のとりまとめ（概要）～

インフラの品質確保とその担い手の確保に係る施策

別紙1参照

公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」「建設業法」も一体として必要な改正を検討
 ⇨ インフラの品質確保とその担い手の確保を実現

※透明性、公正性、必要・十分な競争性確保に留意

品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律
 入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

1. インフラの品質確保とその担い手確保のための入札契約制度改革

○ 将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保への配慮を明確化

・ 維持管理の適切な実施、地域維持の担い手確保、ダンピング防止、若手技術者・技能者等の評価、調査設計の品質確保等

○ 事業の特性等にに応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用

・ 技術提案競争・交渉方式（仮称）、段階選抜方式、複数年度契約、複数工種・工区等一括発注、共同受注方式等

○ 発注者責務の明確化

・ 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な工期設定、円滑な設計変更等

2. 担い手確保のための制度・施策の強化

○ 労務単価の適切な設定、低入札価格調査制度の充実強化、歩切りの根絶、標準見積書の活用 等

○ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として位置づけ、公共工事について入札金額内訳の提出義務付けとその適切な確認

○ 技術者・技能労働者等の育成等に係る建設業者団体の自主的な取組の促進

3. 適正な競争性等の確保、適正な施工確保の徹底のための対策

○ 暴力団排除の徹底(許可欠格要件等の追加等)、談合防止の観点からの内訳の確認、公共工事の施工体制台帳作成義務の拡大

業種区分の見直し

別紙2参照

1. 業種区分の見直しの方針

- 施工管理の不備等による事故が発生している状況等に鑑み、早期に「解体工事」を新設。
- 建設工事の内容、例示等については、施工実態や取引実態の変化等に鑑み、告示、ガイドラインを早期に改正。

2. 更なる検討について

- 今後、関係方面の取組を踏まえつつ、業種区分の在り方等を引き続き議論。

社会保険未加入問題等への対策

別紙3参照

1. 総合的対策の推進

- 平成29年度を目標に許可業者加入率100%等という目標を達成するため、行政、業界が一体となって総合的対策を推進。

2. 今後取り組むべき対策の方向

- 社会保険加入徹底の取組を加速化するため、1. に加え、例えば、公共工事の施工に関し未加入業者に対する指導監督を強化するとともに、公共工事において元請及び一次下請業者から未加入業者を排除することを検討すべき。